

児童クラブ入所案内

児童クラブは、保護者が就労などの理由により放課後等家庭にいない児童のために、適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に開設しています。

この入所案内には、児童クラブの入所申込手続き、利用方法、入所料等について記載しています。

申込みの前によくお読みいただき、その後も保管してください。

1. 入所申込について

★【2026 年 4 月 1 日からの入所希望者】 詳細は、2 ページをご参照ください。

	新規入所・継続入所		入所の可否*4 (郵送にて通知)
	郵送申請 (消印有効)	来所申請*3 午後 12 時～午後 7 時	
一次受付	2025 年 11 月 12 日 (水) ～ 2025 年 12 月 5 日 (金) 23:59 *原則郵送申請		2026 年 2 月 3 日 (火) 頃
二次受付*1	2025 年 12 月 6 日 (土) ～ 2026 年 1 月 9 日 (金) 23:59		2026 年 2 月 18 日 (水) 頃
三次受付*2	2026 年 1 月 10 日 (土) ～ 2026 年 2 月 20 日 (金) 23:59		2026 年 3 月 6 日 (金) 頃

※入所申請から入所までの流れ(入所説明会等)については、当社ホームページをご覧ください。(新規入所)

*1 二次受付の方は一次選考終了後、定員(受入可能人数)に空きがある場合のみ一次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

*2 三次受付の方は二次選考終了後、定員(受入可能人数)に空きがある場合のみ一次と二次で入所保留となった方も含め入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

*3 来所受付につきましては、Mo-ne 新林児童クラブ(藤沢市鵠沼石上 2 丁目 11-2 湘南 K ビル 302 号室)・Mo-ne いしがみ児童クラブ(藤沢市鵠沼石上 2 丁目 11-19 インペリア砒上 102-103)で受付いたします。

*4 郵送にて通知します。

★【2026 年 5 月以降の入所希望者（随時受付）】

※学校長期休業時の申込みも含みます。

※入所希望日の 4 ヶ月前から申請できます。

※毎月、定員（受入可能人数）に空きがある場合のみ入所希望者の優先度を判定し、入所の可否を決定します。

受付期間*5	入所希望月の 前月 15 日 までの受付（毎月） 例：7 月入所は 6 月 15 日が締切日
時 間	午前 10 時～午後 5 時 ※月曜日～土曜日
場 所	Mo-ne いしがみ児童クラブ 〒251-0025 藤沢市鵠沼石上 2 丁目 11-19 インペリア砒上 102-103 Mo-ne 新林児童クラブ 〒251-0025 藤沢市鵠沼石上 2 丁目 11-2 湘南 K ビル 302 号室 ※いずれも郵送不可
入所の可否	毎月 20 日頃 「入所承認通知書」または「入所不承認通知書」を発送いたします。

*5 締切日を過ぎると、入所希望月のお申込みはお受けできませんのでご注意ください。

2026 年 4 月 1 日からの新規入所希望者受付方法について

■ 新規入所・継続入所

(1) 郵送（一次、二次、三次共通）

- 送付先
Mo-ne いしがみ児童クラブ
〒251-0025 藤沢市鵠沼石上 2 丁目 11-19 インペリア砒上 102-103
Mo-ne 新林児童クラブ
〒251-0025 藤沢市鵠沼石上 2 丁目 11-2 湘南 K ビル 302 号室
- 郵送に係る費用は申込者様負担となります。
料金不足は受け取れませんので、ご注意ください。
- 郵送事故等による不着の場合は、申込みをお受けしたことになりますので、ご注意ください。
配達を確認したい場合は、追跡可能なレターパック等をご利用ください。
- 消印有効とします。
- 到着後、申込書記載の連絡先にご連絡することがあります。
- 申込期日までに提出された書類をもとに入所判定を行います。送付書類および内容を確認し、不備のないよう郵送してください。判定に係る部分が確認できない場合は、不利になることがありますのでご注意ください。
- 申込期日に余裕をもって、ご提出ください。

(2) 来所

- 午後 12 時から午後 7 時 ※受付日は p1 記載。日・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除きます。
Mo-ne いしがみ児童クラブ（藤沢市鵠沼石上 2 丁目 11-19 インペリア砒上 102-103）
Mo-ne 新林児童クラブ（藤沢市鵠沼石上 2 丁目 11-2 湘南 K ビル 302 号室）

2. 入所要件について

児童クラブへの入所については、以下の要件を満たしていることとします。

ただし、障がいの有する児童については、障がいの程度、症状などがそれぞれ異なるため、事前に十分な面談等を行い、施設の設備状況や必要となる支援内容などを確認した上で、入所可否を決定します。

- ① 放課後等において、以下の理由により保護者が不在となる家庭の児童であること。
就労 / 求職 / 就学 / 疾病・負傷 / 障がい / 看護・介護 / 災害 / 出産・産休中
- ② 藤沢市内に在住または在学の小学生であること。
- ③ 学校、児童クラブ、家庭間の移動を独力で行うことができること。
- ④ 食事、排便、着脱衣、身の整理等を独力で行うことができること。
- ⑤ 指導員に介助を求めることなく、集団活動を行うことができること。
- ⑥ 自傷・他傷行為等の問題のある行動をしないこと。
- ⑦ 急な飛び出しや多動な行動をしないこと。

※代表取締役が特殊な事情があると認めた場合はこの限りではありません。

(1) 求職中の利用について

入所後 3 ヶ月目の 15 日までに就労・就学証明書による就労または内定が確認できない場合は、退所となります。

また、入所後 3 ヶ月目の 7 日までに就労を開始する必要があります。

入所後年度途中で退職された場合も同様となります。(例：5 月 31 日退職の場合、8 月 15 日までに提出。提出ができなかった場合は、8 月 31 日で退所)

(2) 就学中（保護者）の利用について

申込時点で就学を証明する書類を提出してください。

ただし、入所日より前に保護者が卒業または退学する場合は、入所後 3 ヶ月目の 15 日までに要件を満たすための保護者の状況が確認できる書類の提出が必要です。確認できない場合は、退所となります。

(3) 出産・産休中による利用について

出産および産休（産後 8 週）中はご利用いただくことができます。

ただし、出産を理由に入所された場合は、産後 8 週後の月末までのご利用となります。

(4) 育児休業中の利用について

① 育児休業中は原則ご利用いただくことができません。

② 育児休業から復職される際は、復職される前月 1 日からの入所が可能です。当社から復職の予定等を確認させていただき、承認通知または不承認通知を発送いたします。

③ 復職の予定が決まっていない育児休業中の方は、次の条件を満たせばご利用いただくことができます。

(ア) 一次受付、二次受付、三次受付の育児休業中以外の世帯の入所者がすべて決まった後、1 人でも定員に空きがあれば入所が可能です。

(イ) 年度途中で育児休業を取得する場合、児童クラブの待機児童の有無にかかわらず、希望をすれば退所せずに年度内に入所することができます。ただし、翌年度の入所の可否については(ア)に準じます。

(ウ) 育児休業中の方が空きを待っているときに、通常の申込があった場合は通常申込者が優先となります。

(エ) 出生児が満 1 歳に達する翌年度の 5 月 31 日までに復職しない場合は、5 月 31 日までで退所となります。

(オ) 定員に若干名の空きがある児童クラブに対し、複数の育児休業取得世帯から入所申込があった場合は、「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」を基に入所児童を決定します。

3. 提出書類について

適確な審査を実施するため、必要な書類の提出をお願いします。※児童一人ひとりに各書類をご提出ください。
申込期日までに必要な書類の提出がない場合は、不利になることがあります。

入所申込書のみでも受付はいたしますが、申込期日までに判定に必要な書類をご提出ください。

- ① 児童クラブ入所申込書（兼児童台帳）
- ② 判定に必要な添付書類 ※下記表を参照
 - ・ 保護者の方それぞれについて証明書が必要です。
勤務先等で証明（ご記入）いただく書類もございますので、申込期間に間に合うようにご準備ください。
 - ・ 必要添付書類は発効日から3ヵ月以内のものを提出ください。
 - ・ きょうだいで同時に申込みをする場合には、1部を原本とし、コピーでの提出を可とします。
 - ・ 当社様式（◎印のある書類）以外での提出は判定の際に不利になることがありますので、ご注意ください。

★【保護者の状況を示す書類について】

保護者の状況	必要添付書類
就労・自営 ※内定・予定を含む (会社員、公務員、自営業、専従者、内職、農業等)	就労・就学証明書◎ ※複数の勤務先がある場合は、所定の用紙をコピーして使用してください ※所定の用紙に雇用主（事業主）が証明したものをご提出ください 内定の場合は、入所後3ヵ月目の15日までに就労先が確認できる書類（身分証明書や健康保険証の写し等）をご提出ください ※家族で自営業を営んでいる場合は、自営業主が家族の状況を証明してください
就学	就労・就学証明書◎ 入所日より前に、卒業、退学される場合は、入所後3ヵ月目の15日までに保護者の状況を示す書類の提出が必要となります
求職中	申込時点での書類提出は不要ですが、指定期日までに就労・就学証明書の提出が必要となります
疾病・負傷	医師による意見書（診断書）◎ ※所定の用紙に医療機関で証明を受けてください ※障がい者手帳の写しを提出する場合は、医師による意見書の提出は不要です
障がい	障がい者手帳の写し等、障がいの等級などがわかるもの
看護・介護	①看護（介護）の必要性がわかる書類（医師の診断書・障がい者手帳等の写し） ②看護（介護）状況申告書◎ ※所定の用紙に看護（介護）者が記入してください
出産	母子健康手帳の写し（母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの）
災害	罹災証明書などの災害の度合いが確認できるもの

※就労・就学証明書【注意事項】

- ① 就労・就学証明書の押印は原則不要となりますが、就労・就学証明書の提出にあたっては、必ず勤務先、就労先が作成した証明書を提出してください。
- ② 申請者自身が証明書の偽造・改ざんを行った場合、発行元の押印がなくても有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得るとされております。提出書類に偽造、改ざん等あった場合は、入所取消しとなる場合があります。（すでに入所している場合は退所となります。）

★【加点項目を判定するための書類について】

加点項目	必要添付書類
ひとり親世帯（離婚・死別・行方不明・拘禁・未婚等に該当 ※離婚調停中または離婚協議中などの理由により、配偶者と別居している世帯等も含む）	戸籍謄本（全部事項証明） ※入所申込者（保護者の方）ご本人の戸籍謄本が必要です。 ※外国籍の方は、戸籍謄本が発行できないため、「申立書」と「住民票」と「海外に国籍があることが判断できる書類（在留カードの写しなど）」をご提出ください。 ※離婚調停（または離婚協議）中などの理由により、配偶者と別居中な どの場合は、「申立書」と「ご事情を判断できる書類（住民票・調定期日等呼出状・家庭裁判所における係属証明書等）」をご提出ください。
養育者世帯	養育者申告書（ホームページからダウンロードするか来所された際にお申し出ください）
障がい有児世帯	身体障がい者手帳、または療育手帳の写し

★【入所料の減額に関する書類について】

	必要添付書類
生活保護受給者	生活保護受給証明書
市県民税額による減額対象者	所得（課税）証明書または非課税証明書 ※すでに提出済みの場合は提出不要です

4. 入所可能な児童クラブについて

(1) 入所可能な児童クラブについて

- 原則新林小学校に通学する児童が入所できます。
- 慣例区以外の理由により就学指定校を変更する場合は、変更後に新林小学校に通学する児童が入所できます。ただし、当社が運営する児童クラブに入所することを理由にした就学指定校変更はできません。藤沢市にて就学指定校変更を行い、「就学指定校変更承認済証明書」のコピーを期日までに提出ください。なお、下記期日までのご提出がない場合はまたは希望していた小学校への入学ができない場合は、変更前の小学校区にある児童クラブでの申込扱いとなり、入所判定の対象となる時期が変わりますので、ご注意ください。

〈就学指定校変更承認済証明書 提出期限〉

申込書提出期間	提出期限
一時受付期間	2026 年 1 月 30 日（金）
二次受付期間	2026 年 2 月 18 日（水）
三次受付期間	2026 年 3 月 6 日（金）

- 私学に通学する場合でも、市内在住・在学であれば入所要件を満たします。ただし、児童の安全確保の観点から入所の判断をいたします。必ず事前にお問合せください。
- 確約書を提出した場合
児童クラブからの帰宅先が通学する小学校区内にある祖父母等宅の場合は、「住所による指定児童クラブ」ではない児童クラブへ入所申込みすることができます。ただし、小学校区が異なる児童クラブへの入所はできません。申込み時に「確約書」を提出していただき、その内容により審査いたします。「確約書」は、ホームページからダウンロードするか来館時にお申し出ください。

※実態がない場合は、入所は取消しとなります。

※待機児童への対応のため、年度途中に緊急的な児童クラブ整備を行う場合があります。整備に伴い、年度途中で転所していただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

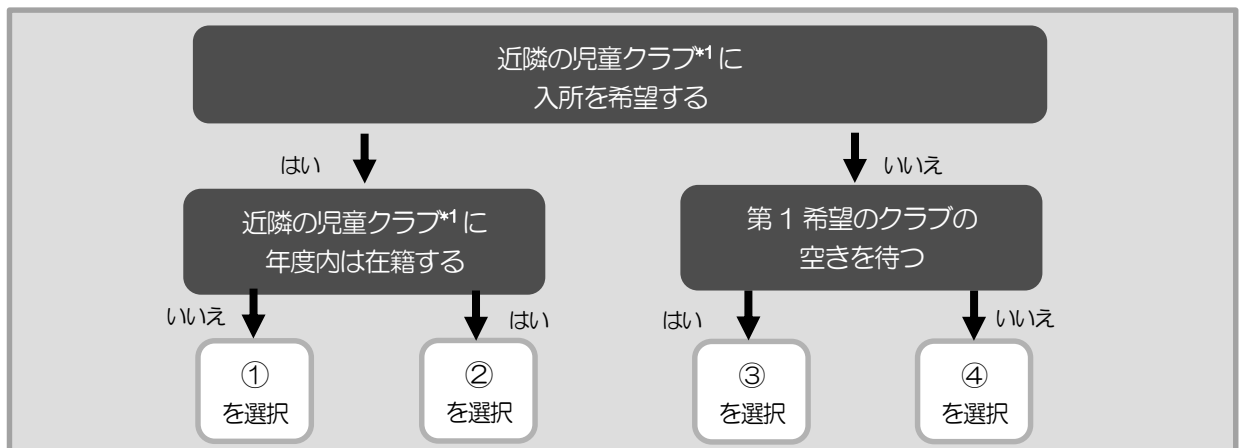
(2) 他事業者の運営する児童クラブについて

- 当社が運営する児童クラブと他事業者が運営する児童クラブに重複して申し込みすることはできません。ただし、第 2 希望以降として他事業者が運営する児童クラブを選択することは可能です。
- 他事業者の運営する児童クラブについてのお問合せは、事業者へお願いいたします。利用料金・開所時間等が事業者によって異なります。
- 他事業者の運営する児童クラブへ入所を希望する場合は、各事業者の入所申込書を使用し申込みをしてください。*当社での受付はできません。

(3) 待機先の児童クラブについて

第 1 希望の児童クラブが定員に達し入所することができなかった場合は、申込み時に以下の 4 つより選択することができます。（申込書に必ず記載してください）

- ① 「空きがあれば近隣の児童クラブ*¹へ入所しながら第1希望の児童クラブの空きを待つことを希望する」
第1希望の児童クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡いたします。ただし、最初の連絡開始日を含む2日以内に連絡が取れない場合は、次の優先順位者に移行します。
- ② 「空きがあれば近隣の児童クラブ*¹へ年度内は入所を希望する」
第1希望の児童クラブに空きが出た場合でも年度内はご連絡いたしません。
- ③ 「申込みを継続し、空きを待つ」
第1希望の児童クラブに空きが出た場合に入所判定の対象となり、入所可能となった段階でご連絡いたします。ただし、最初の連絡開始日を含む2日以内に連絡が取れない場合は、入所申請を取消しとさせていただきます、次の優先順位者に移行します。
- ④ 「申込みを取下げる」
入所不承認通知書をもって入所申込みはキャンセルとなります。提出していただいた申込書は破棄され、再度入所を希望するには申込書を再提出していただきます。



※①②について

- 複数の児童クラブを記入することができます。*優先順位をつけてください。
- 申込提出時にできる限り希望するすべての待機先児童クラブをご記入ください。待機先として学区外の児童クラブを選択することも可能ですが、対象の学区内の入所者がすべて決まった後、定員に空きがあれば入所が可能です。*学校から児童クラブの距離などによって、学区外の児童クラブへの通所の安全性が確保できない場合は、市と協議の上、入所をお断りさせていただく可能性がございます。
申込書提出後に希望する児童クラブの追加および変更等があった場合には、申し出のあった日からの取り扱いとなります。*申請書提出時の受付期間とは異なる場合があります。
- 他事業者の児童クラブへの入所が決定した場合については、入所申込書の「確認事項兼同意書」に署名をいただいたうえで、書類一式を事業者間で引継ぎます。

*¹ 他事業者が運営する児童クラブを選択することができます。
ただし、他事業者が運営する児童クラブにつきましては直接事業者へお問合せください。

5. 入所の判定について

児童クラブでは、施設ごとに安全面・健康面等を考慮した定員（受入可能な人数）を定めています。定員を超える場合は「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」に基づき、入所受入可否の判定を行います。

*詳細は「藤沢市放課後児童クラブ入所判定基準表」をご確認ください。

判定は、申込期日までに提出されている書類に基づいて行います。「3.提出書類について」（4、5ページ参照）で必要な書類をご確認のうえ提出をお願いします。

6. 児童クラブの概要

(1) 活動内容

児童クラブでは、児童の成長を促すこととして、次の活動を行っています。

- ① 児童の安全と健康を守り、豊かな心を育てる
- ② 遊びを通して自主性・社会性・協調性を培う
- ③ 生活の場を提供し、生活習慣を身につける
- ④ 家庭との日常的な連絡、情報交換
- ⑤ 地域活動への参加など、地域の特性を生かした活動
- ⑥ その他、児童の健全な育成を助ける活動

(2) 開所日と開所時間

※児童クラブからの帰宅は安全面を第一に考え、原則保護者等のお迎えをお願いしています。

- ① 平日（月曜～金曜日）
 - ・通常授業時 ⇒ 午後 0 時 30 分～午後 7 時 00 分
 - ・短縮授業時 ⇒ 午前 10 時 30 分～午後 7 時 00 分
- ② 土曜日、学校行事等振替休日 ⇒ 午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分
- ③ 長期休業日（春・夏・冬休み）⇒ 午前 8 時 00 分～午後 7 時 00 分

※午後 6 時から午後 7 時までは延長利用登録が必要となります。

(3) 延長利用について

午後 6 時から午後 7 時までは延長利用登録をすることにより、ご利用いただけます。

ただし、別途延長利用料が発生いたします。

年度の途中で、利用を希望される場合および利用を中止される場合は、申請手続きをお願いします。なお、延長利用登録中は延長利用がなくても延長利用料が発生するため、延長利用が不要となる場合は、延長利用中止申請を行ってください。

※利用の登録がないまま、午後 6 時以降の利用をされた場合は、登録をしていただきます。

(4) 休所日

- ① 日曜日及び国民の祝日、1 月 2 日・3 日及び 12 月 29 日～31 日
- ② その他、株式会社キッズホーム薬代表取締役が必要と認める日
- ③ 災害等により小学校が休校となった日

(5) 支援員体制

開所時間帯は基本的に常時複数の支援員により運営を行います。

(6) 各種申請について

児童クラブ入所後の各種申請は以下のとおりです。申請内容によって期日が異なります。ご注意ください。

申請名	内容	申請期日	備考
延長利用申請	延長利用を始めるとき	速やかに	申請日によっては、延長利用料のみ振込みにてお支払いいただく場合があります
延長利用中止申請	延長利用をやめるとき	中止する月の月末	申請が遅れると延長利用料が発生します
休所申請	月の初日から末日まで児童クラブをお休みするとき	休所する前月の月末	その月のおやつ代ならびに延長利用料のお支払いが不要です
退所申請	児童クラブを退所するとき	退所する月の 15 日まで	申請が遅れると入所料が発生します 一度申請した退所申請は取消せません
児童クラブ変更申請	申込み時の内容に変更があったとき	速やかに	

7. 料金について

(1) 入会金について

当社が運営する児童クラブを初めて利用される際に、初回の入所料と合わせてお支払いいただきます。
なお、年度途中で自己都合で退所し、翌年度以降に再入所する際にはお支払いいただきます。

＜児童 1 人の入会金＞

入会金	8,500 円
-----	---------

(2) 入所料について

＜児童 1 人の入所料(月額) おやつ代 2,000 円を含む＞

1・2 年生	3・4 年生	5・6 年生
16,500 円	16,000 円	11,500 円

※児童クラブの入所中は、その月に児童クラブの利用がなくても入所料がかかります。

※入所料の日割り計算はできません。

※入所料には、遠足等の特別行事の費用は含まれておりません。特別行事に参加される場合は、別途費用をご負担いただきます。

※アレルギーによる完全除去が必要な場合については、おやつ代を免除いたします。

(3) 延長利用料について

＜児童 1 人の延長利用料（月額）＞

基本延長利用料	個人市県民税額による 入所料減額世帯	きょうだい共に延長登 録する場合 2 人目より	生活保護受給者世帯
2,000 円	1,000 円	1,000 円	免除

※延長利用料の日割り計算はできません。

※延長利用登録をされている場合は、延長利用の有無に関わらず延長利用料が発生いたします。

※延長利用申請日によっては、延長料金を別途お振込みしていただく場合があります。（手数料保護者負担）

(4) コドモン利用料について

当社が運営する児童クラブでは、入退室管理・出欠等のクラブとの連絡や保育料の引き落としを行うアプリを利用いたします。その利用料として下記金額をお支払いいただきます。

＜コドモン利用料（月額）＞

月額	500 円
----	-------

(5) お支払い方法について

ご指定の口座より毎月 20 日（20 日が休業日の場合は翌営業日）に引落しさせていただきます。

口座振替登録のない場合および引落とし手続きの期日を過ぎてからの登録となった場合は、「納付書」での振込みとなります。その際、振込みにかかる手数料はご負担いただきます。

(6) 入所料等の滞納について

入所料等を期限までに納付いただけない場合は「督促状」を送付いたします。

3 ヶ月分滞納となった場合は、「最終督促状」を送付し、期限までに納付の確認ができない場合には、退所とさせていただきます。児童クラブの安定した運営のために、期限内の納付をお願いいたします。

(7) 入所料の減額について

次に該当する場合は、入所料の減額を受けることができます。自己申告となりますので、該当する場合は必要書類を提出してください。

① 生活保護世帯

- ・入所料減額(月額)：5,000 円
- ・必要書類：生活保護受給証明書
- ・提出期日：前月末日

② 世帯の個人市県民税額の算定後の額 12 万円未満(2026 年 4 月分～6 月分の入所料について)

- *すでに減額されている場合は提出不要です。
- ・入所料減額(月額)：12 ページの表により減額
- ・必要書類：令和 7 年度(令和 6 年分)所得(課税)証明書 または 非課税証明書

＜所得(課税)証明書または非課税証明書の該当年＞

	4～6 月分	7 月分～
新規申込 または入所(待機)中で 未申請	令和 7 年度(令和 6 年分)	令和 8 年度(令和 7 年分)
入所(待機)中で 2024 年度 減額申請済み	提出不要	

*市役所税制課または各市民センターで発行しています。

*令和 7 年度(令和 6 年分)は 2025 年 1 月 1 日に住所のあった市区町村が発行します。

*令和 8 年度(令和 7 年分)は 2026 年 1 月 1 日に住所のあった市区町村が発行します。

*証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。

*「所得(課税)証明書」に年少扶養親族(0 歳～15 歳)および特定扶養親族(16 歳～18 歳)の人数が記載されていない場合、減額される金額が少なくなることがあります。

＜所得(課税)証明書または非課税証明書の提出について＞

必要	父 母
	学生でない兄または姉 *2
	祖父 祖母 その他同居人(住民票上同一世帯の場合)
不要	学生の兄または姉 *2
	弟または妹

※住民票が同一世帯でない場合でも、同一生計の場合は、所得(課税)証明書または非課税証明書が必要となります。(単身赴任、別居の保護者等を含む)。

*2 令和 7 年度(令和 6 年分)は 2024 年 12 月 31 日時点

令和 8 年度(令和 7 年分)は 2025 年 12 月 31 日時点で学生だった場合には提出不要です。

- 提出期日：下表参照

	4～6 月分	7 月分	8 月分～
新規申込 または入所中で未申請	前月末日	2026 年 6 月 1 日(月) ～ 2026 年 6 月 15 日(月)	前月末日
入所中で 2025 年度に 減額申請済み	提出不要		別途通知
待機中	別途通知		

※郵送での提出は、消印有効となります。

※提出期日を過ぎた場合は、翌月分からの適用となります。遡っての減額はいたしません。

★算定方法

市県民税年額 $-(33,000 \text{ 円} \times 0 \sim 15 \text{ 歳の扶養人数} + 12,000 \text{ 円} \times 16 \sim 18 \text{ 歳の扶養人数})$

例) 市県民税額(年額) 父：120,000 円 母：10,000 円

0 ～ 15 歳の子：1 名（父が扶養）

16 ～ 18 歳の子：1 名（母が扶養）

	年額の市県民税 (a)	0～15 歳		16～18 歳		算定後の金額 (a - b - c)
		人数	金額 (b) (人数×33,000 円)	人数	金額 (c) (人数×12,000 円)	
父	120,000 円	1 人	33,000 円	0 人	0 円	87,000 円
母	10,000 円	0 人	0 円	1 人	12,000 円	0 円
その他						
合 計						87,000 円

*算定後の金額がマイナスとなる場合は、「0」円として計算してください。

市県民税に基づく算定額の世帯合計が87,000 円となり、12ページの対応表より

月額1,250 円の減額を受けることができます。

<確認用>

	年額の市県民税 (a)	0～15 歳		16～18 歳		算定後の金額 (a - b - c)
		人数	金額 (b) (人数×33,000 円)	人数	金額 (c) (人数×12,000 円)	
父	円	人	円	人	円	円
母	円	人	円	人	円	円
その他						
合 計						円

市県民税額の確認方法*以下のいずれかで確認することができます

- ・「給与所得に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」
- ・「市民税・県民税納税通知書」

上記2つは、市県民税額の確認となります。減額の申請書類として使用することはできません。

- ・市役所等で発行している「所得(課税)証明書」

証明書の発行には、発行市町村により規定の発行手数料がかかります。

<減額対応表>

市県民税額の算定後の額（年額での世帯の合計額）		入所料減額（月額）
0 円		5,000 円
1 円	～ 14,999 円	4,590 円
15,000 円	～ 24,999 円	4,170 円
25,000 円	～ 34,999 円	3,750 円
35,000 円	～ 44,999 円	3,340 円
45,000 円	～ 54,999 円	2,920 円
55,000 円	～ 64,999 円	2,500 円
65,000 円	～ 74,999 円	2,090 円
75,000 円	～ 84,999 円	1,670 円
85,000 円	～ 94,999 円	1,250 円
95,000 円	～ 104,999 円	840 円
105,000 円	～ 119,999 円	420 円

8. 児童クラブ確認事項について

以下の内容を確認し、児童クラブ入所申込書（兼児童台帳）に同意の署名をお願いします。
 ご不明な点は、お問い合わせください。

1	入所案内及び入所判定基準を理解し、申込みをすることに同意します。
2	提出書類の内容について、電話や訪問などにより自宅及び勤め先に確認する場合があります。
3	提出書類の内容が事実と相違した場合は、入所取消しとなる場合があります。
4	定員超過のため指定の児童クラブに入所できず待機となった後、入所可能な連絡に対し、連絡開始日を含む2日以内に連絡が取れない場合は次の優先順位者に移行されます。
5	保護者が退職または求職中となった末日から3ヵ月目の15日までに、入所後3ヵ月目の7日までに就労を開始した（する）ことが確認できる就労証明書（内定を含む）を提出しない場合は退所となります。年度途中で退職または求職中となった場合も同様となります。
6	自己都合により退所した場合は、原則2ヵ月間は再入所することができません。 例）8月末退所の場合は、11月1日から入所可能（受付は入所前月の10月15日が締切）
7	年度途中で家庭の状況が変わった場合は、児童クラブにお伝えください。状況を確認のうえ、入所継続の可否を判断いたします。
8	入所料（月額）を3ヵ月分滞納し、最終督促に応じない場合は、入所取消しとなります。
9	学校、児童クラブ、習い事、家庭間の移動については、保護者の責任で行ってください。
10	プールや遠足などの行事において保護者の引率をお願いすることがあります。
11	お子様の日々の生活の状況について、相談等のための個人面談をお願いすることがあります。
12	児童クラブで安全・安心な集団生活を続けることができない場合は、ご家族とご相談のうえ、年度途中や年度更新時に利用をお断りすることがあります。
13	集団指導を行う児童クラブでは、常に個別な対応を行うことができませんが、特別な配慮が必要なことがある場合には、ご相談ください。
14	延長利用中止申請および退所申請を期日までに行わなかった場合は、翌月の入所料等の支払いについて承諾します。
15	入所料の減額対象世帯は7月分以降の入所料の減額に関して、2026年6月1日以降に「令和8年度（令和7年分）所得（課税）証明書」または「非課税証明書」の提出が必要となります。ご提出がない場合は、入所料の減額は適用されません。
16	本申請に記載した情報・税情報等について、施設の登録手続きなど児童クラブの運営に必要な範囲で使用する、また事業主体である藤沢市より閲覧の請求があった場合には、それに応じることを承諾します。
17	入所児童への適切な対応を図るため、小学校等との連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行います。
18	希望した児童クラブへの入所が不承認となり、他事業者の運営する児童クラブへ入所を希望する場合に限り、入所申請の円滑な受付を行うため事業間で関係書類を引き渡すことに同意します。
19	他事業者の運営する児童クラブに入所していたまたは入所予定である場合に限り、入所児童への適切な対応を図るため他事業者と連携を図り、児童に関する情報の収集・提供を行うことに同意します。
20	保護者が入所説明会を欠席、または保護者との連絡が取れない等、入所月の前月末日16時まで、入所の意志確認ができない場合は入所取消しとなります。 例：4月入所の場合、3月31日16時まで

9. 同一小学校区の他事業者運営の放課後児童クラブ

※当社での受付はできません。

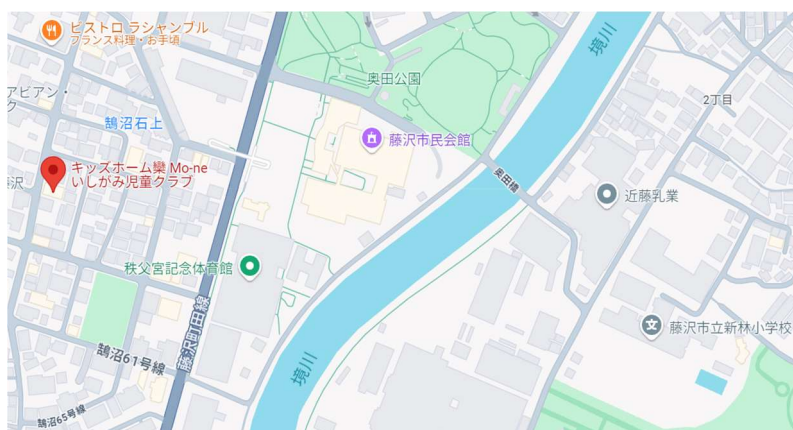
小学校区	クラブ名	所在地	電話番号	法人名
新林	かもめ児童クラブ	川名 181-25	TEL 23-4092	公益財団法人 藤沢市みらい創造財団
新林	つばめ児童クラブ	川名 256-13 ナーサリー湘南 2階	TEL 27-4747	公益財団法人 藤沢市みらい創造財団

10. お問い合わせ

☆お問合せ先☆

【Mo-ne いしがみ児童クラブ】

- 〒251-0025 藤沢市鵜沼石上 2丁目 11-19 インペリア砥上 102-103
- 担当者電話番号：TEL 070-3875-0141
施設電話番号：TEL 0466-29-3830
- ホームページURL：<https://kids-home.jp/mone-ishigami/>
- メールアドレス：mo_ne_ishigami@kids-home.jp



【Mo-ne 新林児童クラブ】

- 〒251-0025 藤沢市鵜沼石上 2丁目 11-2 湘南Kビル 302号室
- 担当者電話番号：TEL 070-4546-9719
施設電話番号：TEL 0466-55-6055
- ホームページURL：<https://kids-home.jp/mone-shinbayashi/>
- メールアドレス：mo_ne_shinbayashi@kids-home.jp

